

平成 15 年 7 月 1 日

株式会社三井住友銀行
執行役員 個人統括部長 岸川 和久 殿

金融庁監督局銀行第一課長
鈴木 正規



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成 15 年 3 月 26 日付照会文書に対する回答)

照会者が、照会文書に記載された範囲において、店舗内情報提供機器を媒体とした他者のための情報提供を業務として行うことは、銀行法第 10 条第 2 項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第 12 条違反とはならない。従って、照会者が同法同条違反を根拠として同法第 26 条及び第 27 条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。